資料２

第四次滋賀県廃棄物処理計画の位置づけ等について

廃棄物の処理及び清掃に関する法律

一部改正（予定）　H27.3.24 閣議

- 国・都道府県・市町村・民間事業者は、災害廃棄物処理について連携・協力、適切な役割分担の責務を有する
- 国・都道府県は、平時から、廃棄物処理の基本方針又は処理計画に基づき、災害時の備えを実施する。
- 災害時も円滑かつ迅速に廃棄物を処理すべく、災害時には廃棄物処理施設の迅速な新設又は柔軟な活用のための手続き関係を簡素化

廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針
（H22.12）

第三次循環型社会形成推進基本計画
（H25.5）

第四次滋賀県環境総合計画　（H26.10）

目指すべき将来像

「めぐみ豊かな環境といのちへの共感を育む社会」の実現
～子や孫の世代まで幸せや豊かさを実感できる安全・安心な環境の創造

３つの基本目標

Ⅰ　環境の未来を拓く「人」・「地域」の創造
- 主体性をもった人育ち・人育てによる、その先の社会づくり
- 環境保全の視点が社会・経済活動に織り込まれた地域社会づくりを進めます

Ⅱ　琵琶湖環境の再生と継承
- 活力ある営みの中で、琵琶湖の健全性を確保し、琵琶湖と人が共生する社会を次世代に継承する
- 生きもののにぎわいとつながりのある豊かな社会づくり

Ⅲ　低炭素化など環境への負荷が少ない安全で快適な社会の実現
- 低炭素社会・省エネルギー型の社会への転換
- 環境リスクの低減による安全・安心な社会づくり
- 廃棄物の排出抑制や再使用に重点をおく３Ｒ取組のステップアップ

理念等を反映

第四次滋賀県廃棄物処理計画

法定の構成

１　廃棄物の発生量および処理量の見込み

２　廃棄物の減量その他その適正な処理に関する基本的な事項
- 廃棄物の種類ごとの排出量、再生利用量、中間処理、最終処分量等の現状
- 廃棄物の種類ごとの排出量、再生利用量、中間処理、最終処分量等の目標
- 目標を達成するために必要な措置
- 廃棄物の不適正な処分の防止のために必要な措置

３　一般廃棄物の適正な処理を確保するために必要な体制に関する事項
- 広域的な処理に関する事項
- 減量その他適正処理に必要な市町間の調整その他技術的援助に関する事項

４　産業廃棄物の処理施設の整備に関する事項
- 減量その他適正処理に必要な処理施設の確保のための方策
- 処理施設整備に際し配慮すべき事項

追加

５　非常災害時における２～４に関する施策の推進を図るために必要な事項

災害時における廃棄物の適正な処理に関する施策

県環境審議会意見

市町意見